

御紋考

竹尾次春 著
単

御紋考

竹尾次春
著
単

御紋考

御紋の事ハ御家の御秘要なれば容易に論判義定すへき所にあらず、しかるに古より葵の御紋につきて八本多・酒井の両家より捧るの二つをのみ是非の論めりて他の弁に及ぶ者なし、予、(かんけん)管見古書(暗)ニくらし、何ぞよく此事の実証を得べき、但し諸書に散在せるを見るに諸説の異議の紛々として分明ならず、故に頗る考案に及ぶの時、或知友柴扉をたゝきて往世の談話ニ及ひ御紋の沙汰に至りければ、友客額を皺の手を(こまねぎ)拱(こまねぎ)て云、夫れ口に

柴扉〓粗末な田舎家

是非の論めりて〓是非を論ずるようつで

予〓私(著者)

管見〓狭い見識(謙遜)

説時八、須弥山(しゆみせん)を芥子に納め大海を鴻毛にも容(いる)
 べし、しかれどもそは談玄探要の文義にして世間の
 相にあらず、凡(およそ)、世間にて事実の正しきを聞(きか)んにハ
 筆抄にしく者なし、子胸岳(し)におさむる所の雲(くも) 覚(おぼえ)
 を楮上(ちじょう)に顕現せしめて予に与へなは、予又断金
 の友に語るの一助となさむと、余云、家紋は貴賤共
 に厳要なり、既に世諺にも一子の争ある時其えな(胞衣)
 を水上に浮洗ふ時家紋現出すとけり、されは猥
 りに附紋するものに非ず、況や、御当家の御紋の事
 をや、もし口に伝説の時八、其故よし勘考をも述

須弥山を・・・鴻毛にも容べし＝軽
 少にするだろう

談玄探要＝幽遠なことを追究する

筆抄にしく者なし＝書き物が最も良い
 子＝(会話中で)貴公

断金の友＝強い友情で結ばれた友

とけり＝ということだ

故よし＝由緒、いわれ

へけれども、筆船を硯海に浮べる時ハ、正不論ずるに
弁なく臆解他の許さゝる所なれは記すに堪す
と辞すといへ共、^(もし)若筆を執らずしてたゞ口授のみ
ならば、一時の催興ニ落て、誰か真証覚悟の助考
となさん、たとへ謬見誤証ありとも、出所の文をの
べ其後自解を註さんに、何の讓憚かあらむと茲^(ここ)
に於て猥にしるす事にはなりぬ

一時の催興ニ落て＝しばらく面白が
るだけで
誰か：助考となさん＝誰がいつた
い・助考としようか

出所の文＝出典

何の讓憚かあらむ＝遠慮はいらない

関氏蔵書云、応仁之頃實瀬上洛之時、(みずから) 自共二国中小

士一奉レ送レ之、故任二三河守一賜二口宣一(くせん) 中略 信光家督後移二

岡崎一、文明十一己亥年七月十五日夜攻二安祥一(一)、此時

。文明十一年(一四七九)

酒井五郎親清父子三人牽二来四十余人一、而九盆水(丸力)

葵三如レ鼎置レ之、各二引渡一以二熨斗勝栗毘布一盛二葵葉上(二)

祝言申、泰親悦曰自今以後親清之可家紋旨、依之

丸之内三葵為二酒井定紋ト、此時三河三分一領レ之、云

云、又云、其後又奉レ之

謹(つし)みあらず 按るに、酒井氏其はじめ渡邊党なるへし、三

河国には渡邊の一類多し、其後境村に住て染

戸を業とせしより本姓をは(省)ふきける(か)歟、多門氏
の譜にも酒井多門と一姓にて渡邊とあり、いかにも
今酒井氏にて三ツ星を家紋とせるにて渡邊なる
事しるべし、其後親氏君入婿となり給ひしのち
醬草を本紋と定めけらし、此事八末に出すへし若本文の
ことく泰親君より酒井へ葵を賜りなは、其以前
ハ泰親君何を御家紋となし給へるや、いふかしき
事なり

定めけらし〓定めたらしい

三河国岩津妙心寺八崇岳院殿 信光入道 の開基、長沢の
祖備中守親則の菩提所と定め、母堂真常院殿も

同葬なり、然るに当寺尊牌に五七の桐を附させらる
右尊牌古彫往物にして慶長以後のものとは見えず、し
からは其比(LUN)ハ桐をも御紋とせられしにや

按るに、真常院殿ハ当国の守護代一色刑部大輔

宗義の女(むすめ)なり、信光君新田世良田の裔にておはせ

おはせしかと〓いらっしやったが

しかと、当国にうつらせ給ひてハ国士いまたその名
勇を知る者も少かりしに、守護代の婿とならせ
られし上、元より武勇文名諸人に勝れさせ給へは
つひに国中大小の士門下に集れる事に及びけ
れは、信光君を御嘉苗の中興とハ申しける、これ

苗〓血筋

全く一色氏の故なりと讓徳深くおはせしかは
一色氏の故なりと一色氏のおかげ
だと

桐の紋を用ひさせ給ひしにや、此御代より御威光
自然と備まし給ひける事ハ、三河記数本その
外の書に見えたり

其後立葵をも用ひ給ひしかや、本多家譜云 膳所 本

多縫殿介正忠先祖山城州賀茂社職也、依以立葵
為家紋、岡崎次郎三郎清康君被攻吉田城主牧野

傳蔵、田原御出勢之節、正忠奉_レ迎入_(二)伊奈城_一進_二御酒_一

献_二御者_一之節、池中之水葵葉盛_レ之、次郎三郎君御_二覽

御者_二馭者、供

之_一曰、三ツ立葵者正忠之家紋也、今度之合戦正忠最

初參_二味方_一、而後為_二勝利_一為_二吉例_一、依_二為被_レ給_レ受之旨仰_一
差_二出之_一御満悦而則為_二御家紋_一（一）云云 仍岡崎隨念寺
御自讚御画像被_レ繪_二立葵之紋_一、于_レ今存、右葵取之池
名花池_ト申伝

此趣、正忠之男助太夫忠俊女高力士佐守正長
室同撰津忠房母言上同断也

又或、本多家譜云、世俗曰、立葵之紋本多家度々依_二

武功_一 神君御所望御請曰、無_レ憚之由、然者、可_二葉_一計_{（はばかり）}

附_一、御意有_レ之、三_ッ葉之葵御附流布、亦當時自_二賀茂
社_一（一）有_二葵献上_一、又木_{（本）}多元賀茂之社職_ト云云、家系之

本并藩翰譜等同此

此条前文による時ハ清康君の時より御紋ニ立葵を用ひ給へるにや、然るに今のこことく丸に改めさせらるゝ事何れの時と云べきや、殊に夫までハ何の御紋なりと云事明かならざれば、御当家の御紋清康君より始れるやうに思ハれて其以前わかちかたし、又後の儀ニよる時ハ、東照宮の御代初て附させらるゝと見えたれば、神君の御時迄御紋なかりしやうにて、同し本多の家にての二説猶いまた詳ならずと云べし

渡邊幸庵話に云、権現様御紋は元かたはミ也、葵の御紋ハ本多中務立葵の葉御貫ひ被成、かたはみのごとくに被成御附候也、此葵を金印に仰付られ、夫にて御紋の形を押申候、常に戸田左門氏鉄姉に御預ヶ置也、依之、予が方へ伝はり申て見せ被申候、常に御附被遊御紋の恰好、是廻りの輪ハ輪にあらず蔓葵なり、人物ハ古代の梨子地蒔絵の香合なり、内に金印入置下ハ薬のわた入ふくさにてありけり

是又葵ハ神君の御時初て附させらるゝと見ゆれば、若此文を尽せりといはゞ、清康君の前条虚

妄ニなり、又神祖中務を召出されさりし先の御
武器御幕等にかたはみの紋附し古器、三河国神
社仏閣其外何れの方にか残りあるへきを、御当
家にてかたばみを御紋となし給へる事、他書ハ勿
論御門族松平党にいまだ伝へざる所なり

白石の伸書三十七左云、神祖の御馬印白五幅の四方に
厭離穢土欣求浄土と墨にて書たる也 中略 御旗ハ

白地に三葵の丸なり、一説に御家人本多、是は城州
愛宕郡賀茂の社務職也しかは葵を以て紋とす、公
御もらひ給ひて御紋とせられしかバ、本多ハ立葵を

だが 残りあるへきを〓残っているはず

用て御紋に分つと、一説に三州矢作の領主嶋田平蔵
か紋也

案るに、白石猶御紋の事には心付さりしにや、若
此説のことくなりせば、上に出せるごとく清康公
又ハ太郎左衛門等の申立にさはりあり、殊ニ東照(障)
宮本多よりとらはせ給といはゞ、何れの本多なり
やと、夫より以前にはいかなる紋を附させ給ひし
にや、此事さすが不審にてや、一説にはとあり、又
同しく一説をあげて、嶋田か紋なりしと云、嶋田の
事ハ伸書以下の所に委しく出し、内藤弥次右衛門

養ひ後三左衛門信成と云とあれば、今紀伊守の家
祖也ことし、嶋田三葵を家紋とせは、其伝説此類に
あるへきを、御紋の事家伝になければ、いつれに
よりてかく一説に嶋田の紋也と伸書にのせし

にや 凡白石八博達完解前後希なり、鴻儒也、されバ

文昭院殿厚く用ひさせたまひ、処士より千石に
積給るほとなれば、著述する所の書いかにも仰いで信
受すべき者多し、され共、まゝ聞たかひ解しはてさる所
あるにや、伸書の中多くを信ぜられぬ所多く、三家考な
どハ締窮なく依拠となすにたらざる書なり、其外にも
是に類する事ありといへともこゝに預らされは略之

或書云、^(は)葵者負日也、葵葉者従日廻故、負レ日而為二軍

勝利一所以為二吉事一被レ為レ附云々、四月朔日上賀茂社

鴻儒〓 大学者

文昭院殿〓 徳川家宣

処士〓 民間人

まゝ…所あるにや〓 たまに聞き違ひ
や理解しがたい所があるか

こゝに預らされは〓 これと無関係な
ので

負日〓 おふひ、

人葵献上 社人二人御目見 神社以レ故從ニ加茂一御所望、其後
為レ不レ被レ為レ忘、献上之儀被ニ仰出⁽²⁹³⁾、爾來為ニ御吉例献
上

此文により、時ハ猶神君の時よりの御紋なり、夫
より先何をか附させ給へるや、本朝家紋を定め文
武二家共々是を標頭となし定むる事、桓武の
比よりも云、又聖武の時よりもいへり、然る時ハ
御当家の御紋東照宮より以前ハ何れの御紋と
申すべきや

三州岡崎能見郷の松應寺ハ瑞雲院殿 贈大納言廣忠卿の

御廟所なり、此御廟所ハ東照宮の御造営なり、此玉籬の内外其外ともに劔銀杏の御紋を附させたる

御当家人にて此御紋用させらるゝ事諸書に

見ず、然るに天文(てんぶん)中御造営の御玉かき其外に附

。天文(一五三二一五五)

させらるゝ事、其故よしあるへき歟、按るに銀杏に

夷朝(いしやう)の訓あれば四夷を悉く征せられ各御籙本

に朝せしむるの御祝兆にや、銀杏を愛し給へは

朝せしむる〓来貢させる

御文靈を御崇信の時附させられしにや、今三(縁カ)

山安国殿の神木として銀杏の大木数多あるハ

元和二年神さり給ひし時、初て宮作りの折から

。元和二年（一六一六）

御遺愛を思召れ仰付られしと伝へり、又按るに

葵の御紋八種々の説あれは、劔銀杏ハ御家の御

替紋にて代々遠く附させらるゝか故に、御尊父の

御霊前并に神さり給ひし御霊屋前に植させ

神さり給ふハ亡くなる

給へるにや

紀伊殿庶流

松平左京大夫

にてハ、三鍬形を以て東

照宮より譲らせ給へる所の御紋なりとて、殊に重く

取扱はれ、家士といへども故なくしてハ猥に賜はらす

此御紋八神祖南龍君へ 国祖頼宜卿 御咄の時、或夢に織

田右府・豊臣太閤・我と三人一席に天下の事務を

論ぜし時、各鍬形の兜を着せしかは、汝忘るゝ事

なかれと上意より附伝ふる所と云々、按るに日光三

社大権現八中央東照宮、左摩訶羅神 信長公 右山

王権現 秀吉公 なり、されは此表示を伝へ御紋とな

し給へる事ハたゝ御夢告のみならず御吉祥の御

顕示と云べし、然れとも御家伝の御定紋ならされバ

着せしかは「着けたので

ならされバ」ではないので

御本家にてハ附させられす

(ゆき)

抑 新田徳川の御家紋御伝来まします処ハ三葵なる

べし、前条の外、今其証を出さば先(ます)松平村主松平太郎

左衛門ハ親氏君三河国へ移らせ給ひ御家興させたまへるの根基なり、此家の紋とする所、今藤丸の内三葵也

三州信光明寺江戸牛込光照寺ハ

菩提所なり、右位牌の上にも先祖

より遠く如此紋附有之

(衍)

太郎左衛門を後風土記に(衍)に在原信重とあれと、藤原なるべし、藤原家の中へ新田源氏の君婿となり其家へ

入給へは、養実両家合糶にていつとなく家紋と定め
子孫に伝へしにや

合糶＝入混じること

若酒井・本多によりさ(捧)けしにて初て葵を附させ

られるは、嫡子たる太郎左衛門の家にてハ外紋を附

へきを、さうあらずして輪藤の中の葵なれハ、徳川

さうあらずして＝そうではなくて

家往世より附させらるゝ所の第一の証と謂べし

万世家譜云、大給松平和泉守家乗迄 親忠並次男松平加賀守乗元

六代 代々丸の内三ツ葉葵相用るの処、御紋を憚り始めて

葛の葉に改む

嫡家太郎左衛門は病者にて軍用に出ず、次男 八

松平の本家なり、故に今も帝鑑の間諸大夫の上席
代々嫡子にても同官の前後に拘らず上座なる事 桜井

は同の上各年上座といへとも大給は代々家格なり往世より改変なし、然るに

此家右のことくなりし故に今も輪内一葉の葵を替

紋とす、是又徳川家往世より附させらるゝの第二の

証とすべし

形の原松平紀伊守・三ツ木松平志摩守等家紋皆三葉

葵なり、何れも御紋を憚り別紋に改むと右等の家説

なり

是又往古ハ松平家十八家とも三州にて用ひ附ら

れし事明かなり、本多・酒井より捧け奉らは、岡崎御嫡家計にて附させられ御一族へハ及ぶましきを御門族の面々松平を称せる草(一)一同に附来りし事往世より御同氏御一同葵なる事としられ、第三の証とすへし

柿沼長門守覚書 一卷写本長門守八由良国繁の臣 云御当家 新田由良家と云ふ

此書八都(すべて)て由良家の事実を悉く書のみす 御紋ハ三葵なり

書のす〓書き載す

天正以前の右の書に御紋葵とあれば、新田家にて

。天正(一五七三丁九二)

ハ往古よりの定紋なりし事にて、三河にて酒井・本多なりと伝ふる事を実証とすべからず、是第四の証とすべし

由良播磨守家計に(仕方) 高家由良横瀬の二流は左中将義貞朝臣の四男貞氏より出たり、貞氏

の名南朝紀伝に其外にも出(XV) 前銅三葉葵の小刀柄吉本・金包葵桐

の小刀柄吉本八先祖義貞・貞氏より伝来、又此外にも

葵紋の器有之 大炊助義重主の鎧・由良信濃守國繁の鎧等今に相伝之、始而横

瀬より由良わかれ名乗今八由良氏より横瀬の家出たれば同一家なり

。享保年中（一七一六〜三六）

享保年中有徳院殿へ右の器類等上覧にも備へし

有徳院殿 徳川吉宗

よし、又伝来の品其外葵紋付の具ハ予も親しく

由良家にて一見す、且播州云、当家往古より紋所

三葵御当家に同じ、当時上へ憚りて替紋を附す

と、横瀬・岩松にて所伝も是に同じ、此三家一同往

古より三葵家紋とあれば是又御紋を証すべきの

第五 云べし

嘗中本章云、上野国新田庄古目貫髮剃小刀之柄
葵之丸之紋有之、仍葉葵之丸者(は)元来新田家之為
家致乎(紋カ)

是又前にいへる新田家にて附させらるの助証第六
とすべし

上州新田郡大光院八 往古義重君の御菩提所なり、慶

長十六年東照宮御再興、土井

。慶長十六年（一六一一）

大炊介・成瀬隼人正奉行之、寺領三百石常紫衣浄土宗鎮西流
白旗流十八檀林の随一にて中興開山は然誉上人吞龍大和尚
新田家の(のう)囊祖(そ)大炊助贈鎮守府將軍義重君の御

囊祖〓先祖、どうそ

廟所なり、右御廟所に大松あり 数百年來の大木廻り凡八尺余 寛政
年中大風の為に裂折す、其時松を伐けるに切口

。寛政年中（一七八九〜一八〇二）

右の形ちとなれり、文化年中此松を切、厚

。文化年中（一八〇四〜一八）

さ七八寸にして江戸に持来、諸家へ内覧に入

此時予も縁山にて一見す、文政中彼山巡拜の

。文政中（一八一八〜三〇）

時本址をも見る

凡物天地に感するハ自然の妙徳にして人力の及ぶ

所にあらず、御廟所の正木たる古松に葵形を現する

事寄^(奇)顯と謂へし

此松を以て考るに義重君も葵を附させられし

事知るべし、しかるに当今新田家にては、足利にてはとのミにて外紋なきと思つる事愚見なり
当今諸家にても一ツのみの紋なし、二ツ三ツ或は四ツ五にも及へり、是者(昔カ)より一紋のミなりせば、いかてか當時に至りてことくしく諸家にて別附すべきや、往古より二ツ三つに紋を附来りし事するべし、況や又旗幕の紋は正紋の外をも附し事なり、新田家ハ葵と中黒を附し歟、尤葵は(いすれ)何の比より附しと云ふ事をしらす、中黒を附るにも色々の説あり、就中愚案るに式部大輔義国文武賢才他に及ぶ者なかりしに

故ありて東国左遷の身となられしかは、心中快々(おうおう)
として樂ます、自然と自立の志を起され天子の御
旗鳳龍日月なれば夫(それ)をうつされ、嫡家たる新田義
重主には日も に改め、二男足利義康主には月を
にかへさせられしとしらる、故にや義重主寺尾の
城によりて鎌倉殿に楯つかんとせられしも一旦父
の遺念を継れ八幡殿正嫡たるを以て自立握將せ
られん為なる(べ脱カ)しとて足利氏も の外、菊桐の紋附
しには新田家にても の外葵桐等附られし歟
故に天祖卒去後六百年の末に至りて廟松に葵

形現ずる事凡量の量るべき所にあらず、実に神
胤栄昌を曩祖もよろこひ給ひて成瑞し給ひしそ
又葵を附初め給ひしの時節(わか)分ちかたしといへとも前
のごとく日月をかへ改め附させらるゝの比、鳳の代
にハ是より先に用附来給へる桐、龍の代りには丸龍
にゑがき給ひしに、此龍のミいかなれは丸龍の中
負日の訓あれは葵を加入なし給へるや、此事ハいか
がなるべけれど、葵ハ義重君の時より附させられし
の徴古の現証第七とすべし

成瑞〓祥瑞、聖瑞

いかなるべけれど〓不確かだけれど

武徳大成廿四 慶長十六年三月下 云廿二日神君へ勅セラレ曩祖

。慶長一六年（一六一一）

新田義重へ鎮守府將軍ヲ贈ラレ先考廣忠ニ大納言

先考〓亡父

ヲ贈ラル、是ヨリ先帝(ひそか)密ニ伝奏廣橋大納言藤原

兼勝・勸修寺大納言藤原光豊ヲ以テ神君へ詔アリケ

ルハ、今度大政大臣ニ任セラレ菊桐ノ紋ヲ賜ルベシトアリケレバ

神君辞讓シ玉ヒケルハ、相国ハ則闕ノ官ナレバタヤスク

相国〓宰相
則闕ノ官〓太政大臣

詔ニ応シガタシ、(ねがわく)願ハ曩祖義重(父)ト文廣忠トニ贈官ヲ賜ルベ

キヤ、菊桐ハ禁中ノ御紋ナリ、其上足利家ニ賜リ代々用

ヒ来ル事久シ、今是ヲ賜ラハ足利家ニ後レ新田家ノ栄ニ

アラズ、家伝ノ葵ノ紋ヲ用テ(それがし)某ニ相応ナリト奏セラル

帝御感アリテ則チ贈官ノ詔アリ

御家譜曰、慶長十六年辛亥三月御入洛同廿一日勅

。慶長十六年（一六一一）

使来而任二太政大臣（一）、菊桐之御紋可（レ）被レ下之旨、（しかるに）然 辞

給太政大臣一、新田義重及御亡父廣忠卿被レ請二贈官（一）

亦菊桐之御紋者新田足利相別源家之両雄争レ威

于レ然、自二後醍醐天皇一足利尊氏賜二菊桐之紋一、彼氏

族于レ今用二来彼紋（一）者年久、然及二末代一而新田家御紋

勅許、乍レ然、為レ似レ劣レ之旨有二勅答一、御辞退也

柳營譜云、廿一日以二勅使一太政大臣可レ有二御昇進一旨

菊桐之御紋可レ賜旨内々之宣旨有レ之、然トモ堅有レ御

辞退一不レ被レ為レ受

右等を見るに新田家往古葵なる事いよ／＼明了
なり、大成に家伝との上意千古万世を貫くへし、
此文を見ても酒井・本多等よりさ／＼けしなと思ひ
ひがめる事開口あるへきや、新田家伝故に足利
を引、勅諭を辞し給へる事容易の御紋ならざる
事しるへし、しかるに美濃国の郷土竹中氏(など)抔より
書出せるには、関か原の御陣へかち栗捧けしより
御紋とせらるゝなとあり、愚盲の安伝(やすづたえ)、論するにたら
されハ本文に出さず、家伝の御一言を以て終極の
証とすへし

思ひひがめる＝誤解する

既に上に出せる数条を以て謹で按るに、其根元の故
よしハ、(わかま) 弁 ぶへき所出所の考等なしといへども、葵を旧
古よりの御紋と定める事、此外他よりいふへきにあら
す、扨、其葵の形につき越と改替あらせられしにや、御
代によりて不同あり、今且く一二を出さは

石火屋師渡邊氏家伝云、慈眼大師筆掛地

慈眼大師 家康の側近天海

東照宮 御束帯 御神影 天幕水引御紋者当時

之丸葵御紋之丸輪内別如_二蔓茎_一者三属_二于丸ノ右_一御
紋于外_二三ツ属_一(三)於丸_二輪合如_二蔓茎_一物有_レ六也、且丸之内

葵 (葉方) 至而小也

此図のうとし

幸庵話に、丸八蔓葵なりといへる計によらは、いかにもと思はるれと、此御紋のごときは輪を別に設しとしられて日向日裏の相違あり

一説云、尾州熱田御座 加藤図書 之時、某者竹千代君ヨリ
被_二下置_一御算^(筭カ) 小刀柄御紋図如_二葵巴之形_一、葵葉之根
茎于直属_二於丸_一

筭(こしがい) = 腰刀に留め置く髪搔き
于直 = じかに、すぐに

幸庵話の葵ハかくのとき歟、此図今其所蔵をしらず、御家の古事しるせる書の中に中村氏所蔵とありて図を画く、此中村氏の本書いまた見されは勘校する事能はず、但幸庵話にいへるはかくのとき(歟カ)と対校のためこゝに出す

松平周防守家記云、先祖松井左近後松平の姓を賜り松平と号す、東照宮より賜る所の御旗あり、これハ葵の葉裏なり

被下候寸法

御旗地 白練

拜領の御旗は地木粟之由

長サ八尺七寸五分 幅七尺三寸五分

御紋朱 大サ七尺四寸 輪ノふとさ 五寸二分余

乳紺 麻乳数廿九 豎十六 横十三 豎乳 長四寸幅六分

乳 旗幕につく紐通しの輪

横手乳 長二寸六分 幅六分

徳川世記云、慶長十六年三月神祖入洛廿一日勅には

。慶長十六年（一六一一）

太政大臣に任し給ふ、此時桐菊の御紋を賜ふ、神祖固
辞して受給はず、葵の御紋は伊豫守頼義の本家八
幡の氏子として其神紋鞆絵を旗の紋とし給ふ、次郎
義綱賀茂の冠子となし葵を以て紋とし給ふ、三郎
義光八新羅の祠の冠子とし給ふ、神衣の紋割菱を
家の紋とし給ふ、松平親氏主（ぬし）三州賀茂郡入御の後
御字（あだな）を買（買カ）茂の朝臣と称し葵を鞆絵にゑがきな
して御家の御紋となし給ふ、是を葵鞆絵の御紋
称すと云々

一に將軍家ハ表三葉、尾張家ハ表二ツ葵裏一ツ、紀伊家ハ表一ツ裏二ツ、水戸家ハ裏三ツ葉なり、是神君の定め給ふ所と、今時八大樹家ハ左葵鞆絵十九葉或七シへ其地(他方)は右葵鞆絵十七葉を用給へば葉すち異なる事なし

案るに、八幡殿の末流にて鞆絵の紋附させられし事
いまだ聞ず、多くは笹輪銅五三七の桐等なり、又賀茂殿の葵を御当家三河へ御入の後にて、かの加茂殿の家為義の為に亡ひて二世とも伝へざるを祖例として附させらるべきいはれ聞えず、親氏その御子賀茂持(ママ)臣を称し給ひし事は別に故ある事にて、昔より大

小の武將其領する国名郡名村名を苗字になし給へる事ハ、其居所を其まゝ用ひさせられけれど、いまだ姓として其地名に朝臣を称し給ひし事ハ中古なき事なり、賀茂朝臣の事ハ、別に予御姓氏考一卷にのふれはこゝに略す、此書にいへる、葵鞆絵とあるも今の御紋の茎のたへ曲れるを云なるへき歟

上州厩橋妙安寺 一向宗東本願寺末 八本多佐渡守正信より母の

(ママ)

菩提所にて正信も執奏しなれりとて、神祖より御寄附と号せる品々数多あり、中にも其器物の裏に家寄附と彫附しもあり、御紋ニ悉く当今のことく輪

家・・・家康の諱か

内に充満し享保以後用ひさせ給へると同じ

御由緒の事ハいかにも妙安寺より書上ることく

にて、京東本願寺本堂の祖師も当寺より命に

よりて送置といへと、御寄附の器并御紋等ハ右の

古諸(緒カ)を勘へ近来いつとなく偽造せしもの歟、その

ゆゑは前山(別カ)をはしめ并三河にて御祈願御菩提の

ため諸宗の寺院へ御寄附の品々現存せること

いくそばくといふを知らず、百千の数をもてかそふ

べきに至れり、然れども其品々に御諱を彫付て

給へりしか一品もなし、一又右数千の品々に付き

いくそばくといふを知らず＝たいそう
多い

せらるゝ所の御紋悉く同様にて江戸三河駿河等其外京伏見にて賜へりし御紋は皆同じく○にて輪内に三葉充滿せず、二輪内に充滿せるを附させられしは享保の比よりとしらる、されば此品々宝曆の比偽附し、昔世御寄附の御品一二ばかりあるをもまたに倍し愚人の目を驚覚せる者なるへし、殊に御寄附といへる品々のうち近世新造の品も少からず、又御寄附あるべしとも思ハれぬ品々も多し、予文政の始、浅草本願寺中徳本寺に妙安寺逗留の中一見せしかは、今こゝに附して

。享保の頃（一七一六〜三六）

其真鷹(鷹)を後來の知者に計問す、されどもかの寺に
も御紋の免状ある上は、御紋は後世に附ともさはり
あるべからされと、御諱を器物に彫入せしは憚るへ
き事なるへし

御代々若君へ進ぜさせられ、西丸にて御祝建の御旗の
御紋、且文政八年春奏樂聴しめされし時の御樂器
の中に大猷院殿より樂人へ預置せられしもありしに
時にあひて再びかの者ともの家よりさゝげ出し御
用となりし御品に附所の御紋も、輪内に充溢せず
此外両山伝通院等を初め諸寺社に納めある所の

。文政八年（一八二五）

東照宮台徳院殿大猷院殿御代の器物、寺の御紋は
当時の御紋よりも茎長く葉小さく、輪内に充満せ
す、実に盆の上に三葉を並べしことし、元禄享保以
後漸々御紋諸家ともに改れるも多ければ自然と葉
形輪内に充溢する事にはなりけん歟、今輪内と称
見するハ丸龍にして通途の輪にあらず、武將の御家
一天に昇進なし給へるの表顕、自然と具備し給へ
る所なるへし、凡王氏を出、源姓を賜ひ臣に列した
まへるは嵯峨・仁明・文徳・清和・光孝・宇多・醍醐・村上・
花山・三條・後三條・順徳・後深草等ましますといへども

。元禄享保（一六八八〜一七三六）

御紋は皆笹輪幢なり、此中清和・宇多・村上の三流
繁栄なし給ひければ、文官より武臣となり給ひし
後御紋をも改めさせられ、各々其祥兆により家紋
となし給へば御当家の葵も定めて深きゆえかし
もおはしけむ歟

竹尾善筑

文政八年二月十日

源次春（花押）

。文政八年（一八二五）